平成２３年（フ）第５４５号
沖縄県那覇市字小禄648番地ライオンズ小禄エルクラッセ705
債務者　上江田清勇
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３０２５号
名古屋市南区弥次ヱ町５丁目12番地の１　弥次ヱ荘10棟408号
債務者　武野　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１号
島根県安来市荒島町1850番地１
債務者　バレンタインこと　津森真由美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８７号
島根県雲南市大東町上久野138番地１、前住所島根県雲南市大東町大東653番地１
債務者　高島　輝子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４２号
熊本市龍田町弓削597番地１
債務者　西　　公一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北３丁目17番１―102号　荒木ハイツ
債務者　荒木やす代
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７７２号
熊本市良町３丁目２番128―108号
債務者　西濱　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７７６号
熊本市植木町滴水332番地９
債務者　恒松　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９０号
熊本県菊池市泗水町永4175番地９
債務者　西本　幸弘
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９２号
熊本市植木町豊田454番地　豊田南団地206号
債務者　石﨑　英介
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９４号
熊本県合志市豊岡2527番地188
債務者　藤原とし子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９６号
熊本市改寄町2381番地
債務者　築山　茂美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９８１号
名古屋市熱田区明野町８番３号　桶孫荘13号
債務者　竹下　幸次
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１号
山口市宮野下1362番地11　小川アパート502号、前住所山口市下小鯖603番地２
債務者　内海　康司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
山口市宮野下1362番地11　小川アパート502号、前住所山口市下小鯖603番地２
債務者　内海　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４９号
名古屋市中川区服部３丁目801番地
債務者　尾﨑　通孝
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６号
青森県三戸郡階上町蒼前西５丁目９番地3075ロックハウス１―３、前住所青森県三戸郡階上町大字赤保内字茨島下21番地151
債務者　遠藤　展弘
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係